

高齢者層の貧困化と社会保障制度の調整の失敗（2）

Impoverishment of Elderly People Due to Failure of the Regulation of the Social Security System (2)

北 島 滋
Shigeru KITAJIMA

旭川大学短期大学部生活福祉専攻

Abstract

In previous journal number 48th of our junior college, my thesis dealt with the declining or impoverishment of living standard concerning elderly people, and analyzed their factors. Firstly, it focused that impoverishment of elderly people was due to failure of the regulation in social security system according to regulation theory. Secondly, Aging in Japan was possible to predict such situations based on demographics since 1980's, therefore, and possible to do that fiscal expenditure of annuity insurance, medical insurance and care insurance would increase with aging. That reason why, government could get out of the trap of economic growth strategy, or not tried to get out of it. As result, government had to get debts deficit bonds beyond trillion yen. I called such situations "failure of regulation" in that thesis.

This paper deal with a problem of national budget concerning elderly people in journal number 49th of our junior college. Especially I focus on a problem of reduction and restraint of the budget distributed to the Ministry of Health, Labour and Welfare. It's analyzed about a possibility of the reorganization of national budget concerning elderly people. When government is keeping reducing and restraining budget allocation to elderly people, persons with disabilities and people who need support, their life won't consist any more the near future. By a relation with failure of a regulation of a social security system, I refer about the theory of Prof. Taro Miyamoto's community which cooperates each other. I think his theory claims attention very in formation of citizen autonomy.

1. 高齢者をめぐる国家予算策定の問題 1

(1) 厚労省内の予算配分の視点と国家予算全体の視点

2017年度国家予算(当初)の一般会計予算総額は97兆4,547億円である。その内、社会保障費(当初)は32兆4,735億円である。総予算総額に占める割合は、33.3%である。また総予算総額に占める国債は34兆3,698億円、35.3%である。赤字国債依存を未だ脱却していない。

厚労省の2017年度一般会計予算総額(当初)は30兆6,873億円である。歳出予算総額とは異

なるが、年金・医療・介護給付費で25兆9,308億円、84.5%を占めている。確かに毎年厚労省予算、とりわけ社会保障関連の予算の歳出圧力は強まっている。この事態が社会保障費予算の抑制を声高に叫ぶ要因となっている。つまり、年金・医療・介護給付費の増大に対応するため、保険料の値上げ、給付の抑制という政策は厚労省の予算の枠組みでは確かに合理性を持つ。医療・年金・介護各保険の世代間負担の均等化はあくまでも厚労省予算の枠組みの論理である。1980年代から強まってきた受益者負担原則も

負担能力の範囲内であれば許されよう。しかし一方で保険料の値上げ、給付の抑制、他方で厚労省予算内の配分という視点に拘泥してこれらの施策を継続していけば、いずれ高齢者の負担能力を超過してしまう。高齢者それ自身のデフォルト宣言になる。高齢者の多くを生活保護で〈救済〉するのか。生活保護法改正の理念では救済ではなく〈自立支援〉であるが、そのようにならないためにどのような施策を企画立案するのかである。

(2) 予算組み替えの視座の導入

国家財政は誰が見ても立ちいかなくなっている。1,000兆円超の赤字国債をどのように解消していくのか。政府の子会社日銀が2018年9月時点で赤字国債を446兆円保有している。前記したように、2017年度税収が前年度より増額したけれども、総予算額に占める割合は35.3%である。日本の財政構造は誰が見ても〈アリ地獄〉の様相を呈している。中央銀行が赤字国債を購入して市場に通貨を流すというアベノミックスは、結局国民につけが回ってくる可能性が大きい。世界の先進国でこのような中央銀行の赤字国債の発行額の44%を購入するという事態は、中央銀行の機能を逸脱している。これを常態化させて政府の債務を削減するという方法がまかり通るのであれば、財源がないから高齢者、障害者に保険料の値上げ、給付の抑制をするという受益者負担を強制する必要はない。なぜなら、年金・医療・介護給付費の増大、その他の社会福祉費用の増大を赤字国債で補填し、その赤字国債を日銀が購入すれば政府の名目上の債務はなくなるからである。日銀が政府に対する債権者になる。しかしこのような事態がこれからも継続できるとは到底思えない。財政状況を見る国内・外の市場の目は今後ますます厳しくなるからである。

経済の論理で言えば、長期にわたって歳入を増加して歳出を抑制し、その差額で政府の債務を削減する以外には赤字国債を解消していく手だてはない。この事態を前提条件におけば、高齢者に応分の負担を要請することは合理性を有

する。しかし現状の予算策定の仕組みは、必要とする費用を各省庁がそれぞれ集約し、それを財務省に提出し(概算要求システム)、その概算要求を査定することにより本予算案とする。つまり各省の要求重視の積み上げ方式のシステムであるが故に、全体予算額の組み替えという視座はない。現時点で社会保障関連の予算が伸びていることもあり、厚労省予算を削減・抑制の圧力のみが強まっている。成長戦略に関連する予算、少子化対策予算が重視されるが、他省庁の予算を減額・抑制することによって組み替えるということではない。したがって、予算総額は増大し、税収で補填できないために赤字国債を発行する。まさに〈アリ地獄〉である。このことに政治家、官僚、経営者は短期的景気動向に目を取られ誰も責任を負おうとしない。前記した〈長期にわたって歳入を増加して歳出を抑制し、その差額で政府の債務を削減する〉ことに伴う予算の組み替えという単純な方策を取り入れない限り、赤字国債の垂れ流しは今後とも継続する。つまり巡り巡って高齢者、障害者の貧困化の圧力は強まることはあっても弱まることはない。この事態を国家による高齢者・障害者の虐待と揶揄することができる。

これだけの債務を抱えた日本政府のデフォルト(財政破綻宣言)はあり得ないのか。確かに統計上外国機関投資家が保有している国債購入割合は6.1%、約61兆円であり、外国機関投資家が投げ売りしてもそれほど影響はない。しかし国債の信用度が下落するのであるから、利率の上昇で政府が支払う額は途方もなく大きくなる。

2. 高齢者をめぐる国家予算策定の問題2

(1) 赤字国債による高齢者の貧困化抑制策

前記した政府と日銀の赤字国債発行・購入の関係から言えば、高齢者の年金、医療、介護、あるいは他の福祉に関わる予算をすべて赤字国債で賄うというのは必ずしも途方もない方策ではない。デフレ脱却のために政府が発行した国債を日銀が市場で購入、市場への貨幣供給、景気浮揚という大義名分はあるにしても、日銀が政府の借金を肩代わりしていることには変わり

はない。かつ外国機関投資家の国債保有率が6.1%なのであるから、他のマイナスの影響を度外視すればデフォルトそれ自体は生じない。したがって論理的には、社会保障に関連する予算の増加分をすべてではないにしても赤字国債で賄うことは合理性を有する。このような主張は、赤字国債を持続的に発行し購入する現在の政府と日銀の関係から論じているのであって、社会科学を多少とも学んだものからすればあり得ない。

（2）大手企業の内部留保の福祉財源化

安倍内閣は経団連に対して賃金の上げ幅を3%にすることを要請している。労働者による春闘が<国策春闘>の観を呈している。しかし、国策春闘にもかかわらず、2017年度において、賃金額は対前年度比大企業-0.4%、中企業-0.6%、小企業のみ+0.9%である。この解釈はそれほど困難ではない。小企業の雇用難から無理してでも賃金をアップしなければならない切羽詰まった状況にあることの現れである⁽¹⁾。3%程度の値上げ率では、現在の高税率、保険料等の負担で実際の労働者の手取り増額には結びつかない、という論には根拠がある。他方で大手企業は、賃金の支出抑制（労働分配率の増加抑制）に動く一方で、内部留保を増大させている。2017年度末段階で446兆円（法人企業統計、財務省）に上っている。理由はいつものように<経済の国内外の見通しが不確定>という主張である。この論法は今後100年、200年たっても通ずるものであり、半永久的なそれであって、何ら意味のない主張である。経営者側には労働分配率を上昇させる意図は全くないことの現れである。加えて、非正規労働者の増加による人件費抑制である。2018年8月末の労働力調査（総務省）結果によれば、経営者を除く雇用者数は5,622万人、非正規労働者数は2,108万人、37.5%であり、対前年同月と比較して54

万人の増加である。正規労働者数の対前年同月比較で言えば、94万人増加している。景気動向がわずかではあるがプラスに転じているために雇用者数の増加（労働市場参入）が顕著である。その中で正規労働者数も増加したが、プラスの経済成長率を示しているにもかかわらず、雇用される労働者の55.5%は非正規労働者であるという事実である。労働市場の量的構造は改善されていても、質的構造は改善されていない。この事態からすれば、内部留保が増加していくことは必然である。この内部留保に対する課税は高齢者、障害者、貧困層及び福祉に対する有力な財源となる。

（3）法人税等の大幅減税の福祉財源化

2013年度の段階で法人実効税率は37%であった。この時点では先進諸国の税率と比較すると高率であったことは事実である。経団連等の強い要請もあり、徐々に引き下げられ、2018年度の法人実効税率（国、地方）は29.74%にまで引き下げられている。1%あたり約4,700～5,000億円の減税であるから、この5年間で3兆4,122億円～3兆6,300億円の法人税減税になっている。これが設備投資に回り、賃金の財源として回転すれば減税効果となるが、上記したように労働分配率の抑制、非正規労働者の増加、内部留保の増加となっており、企業内循環に留まっている。国家予算の約4.5倍にもなる内部留保をそのまま放置する方が問題である。一定程度課税して福祉財源にする必要がある。一方で内部留保が積み増され、他方でその事態が福祉予算に皺寄せされるというこの奇妙なジレンマを脱却するには、内部留保への課税が必要である。企業がそれを回避したいのであれば、内部留保を設備投資の拡大、労働分配率の増加、非正規労働者の正規化に転換する必要がある。そのことにより、成長率の増加、所得税収入、法人税収入の各増加というプラスの循環軌道に回帰すれば、福祉財源確保はある程度可

(1) 毎月勤労統計調査のデータ収集の方法が厚労省の担当部門によって本来の方法と異なって実施されているため、ここで提示した数字と異なることが予測される。特に大企業の部分が修正される可能性が強いが、ここでは発表されたデータに基づく他はない。

能となる。

(4) 福祉予算の財源確保と福祉予算抑制の中止

全体的視座から各省の予算を組み替えていく必要があるということはすでに言及した。ここでは前記した事項から、どのくらいの財源が確保できるのか。概算ではあるが計算をしてみた。

- 1) 法人税減税では、年5,000億円として、この5年で3兆6,300億円
- 2) 福祉予算の抑制額、年5,000億円、この3年で1兆5,000億円、2019年度予算においても同様の措置が導入される。
- 3) 内部留保の金額部分約200兆円に29.74% (法人実効税率) の課税、59.5兆円、これらを合計すると64兆6,300億円、この額は2017年度の厚労省予算の約2年分超に該当する。厚労省予算の毎年の増加額は3,500億円～5,000億円の範囲にある。仮に4250億円として計算すれば、 $64.63 \div 0.425 = 152$ 、つまり152年分の自然増を補填することができる。高齢者が増加し、社会保障関連の財源の確保が困難であると声高に主張する官僚、政治家が多い。しかし、この主張は厚労省に配分される予算額にのみ着目する近視眼的見方である。各省庁に配分された予算額及びその中身を吟味したうえで議論ではない。加えて法人税減税、福祉予算の抑制額、内部留保課税等を中止あるいは実施すれば、一定の財源確保ができることは前記したとおりである。

3. ポピュリズム的選挙公約による高齢者施策の空洞化

(1) 2%の消費税の使いみちの変更

1) 消費税を年金、介護、医療保険に充当するとしたのは、1999年の予算総則に記載されている。その後少子化支援が加えられたが、教育の無償化は選挙公約であって、本来それには使えない。選挙の票を獲得するためのポピュリズム的政策はその場しのぎのものであって、結果としては年金、介護、医療保険さらには少子化支

援策の財源を圧迫することになる。2%の増税に伴う国庫収入は約5.2兆円である。選挙のたびに延期されているこれまでの経過はあるが(それ自体人気取り政策であるが)、仮に増税するとしても、景気の悪化を危惧することによる景気浮揚策を優先するために、5.2兆の増収予定が減収し続けている。10%を前提として策定されていた年金、介護、医療に関する政策は結論的に言うと破綻した。つまり消費税率2%の増税が実施されたとしても、計10%を前提として策定されていた社会保障・税一体改革を実施する社会保障制度財源が確保されないために不可能になった。消費税率の値上げがその時の政治情勢によって恣意的に実施され、かつ、2%の増税の使途も政治情勢によって使途が変更されてしまった。例えば教育の無償化はその一事例である。

段階的であれ消費税10%への値上げにより年間14兆円程度の財源を確保することによって策定されていた社会保障制度改革は下記の通りである。

- ①後世代への負担の軽減(7.3兆円)
- ②基礎年金国庫負担割合1/2の恒久化(3.2兆円)
- ③消費税引き上げに伴う価格増の補填(0.8兆円)
- ④社会保障の充実(2.8兆円)

ポピュリズム的選挙公約の優先により、高齢者施策の実施はこの間予算の削減、流用、先送りによってしのいできた。社会保障費関連の予算5,000億円の削減はその典型例である。前記した10%を前提として策定されていた①～④までの制度改革の内、①と④は実現できないだろう。その根拠は、一方で財政健全化という問題が存在し、他方で2%増加分を福祉と関係ない教育関連の無償化、子育て支援関連の支援拡大、加えて景気浮揚策により、税収が当初の5.2兆円から大幅に減収するからである。

現在、全世代型社会保障改革が現内閣によって提案され、担当の大臣が就任し、経済財政諮問会議・未来投資会議で議論が始まったが、本格的議論は2019年度の統一地方選挙、参議院選

拳終了後である。国民の受けが悪い<票>の減る政策は後回しにし（ポピュリズム）する。それだけ後世代の負担が重くなる。ましてや社会保障の充実経費（2.8兆円）の確保は益々困難になる。ところで経済財政諮問会議・未来投資会議で議論される政策課題は下記の点である。

（1）後世代への負担の軽減であり、それが議論されるとすれば、その視点は従来主張されてきた世代間負担の公平化が強く主張されることは間違いない。その議論の予測される結論は年金受給者の負担増である。

（2）年金財源の減少を抑制するために、健康年齢の延伸を根拠にした受給年齢の70歳への延長である。人生100年時代が声高に叫ばれているが、受給年齢の延長の露払いの役割をしている。加えて、保険料支払いの上限年齢の延長（現行60歳の誕生日の前月まで）が併せて議論されるだろう。おそらく65歳まで支払い、その代わり退職年齢を65歳、再雇用年齢を70歳に延長するという結論ありきの議論である。いかに健康年齢が上昇しているとはいえ、人間には個体差があり、受給年齢の前に死亡した者の払い損という割合が現行よりも増加する危険性が生じる。

（3）地域包括支援システムにおいて健康予防が重視されているが、それ自体は重要なことである。しかし、（2）の議論の過程で、健康の自己管理責任が強く要請される可能性がある。現時点でも無責任な政治家から主張されているが、生活習慣病に罹患して働けなくなった者が生活保護を受給するのはもつてのほか、という更なる非難が声高に叫ばれる事態が予見される。その根拠は極めて短絡的である。<真面目に健康の自己管理>をしている者が自己管理を怠った生活保護受給者を税金で支えるのは不公平という論理である。

（4）年金保険料、医療保険の保険料、介護保険の保険料それぞれの値上げが、受益者負担原則の下で2019年度選挙終了後に提起されてくる。

他方で、2018年度、19年度予算においても赤字国債の発行で維持されている。財政健全化（プライマリーバランスの黒字化）の実現が不可能な状況にある以上、国民負担という大義名分の下で、年金受給階層というある特定の階層に負担を強いることの危惧がある。

国民年金は保険料率の値上げと受給年齢の現行65歳から70歳への段階的上昇はすでに既定方針で動こうとしている。医療保険も高齢者医療制度も同様の負担率の値上げ、介護保険も保険料率の値上げと給付率の削減（介護福祉施設の経営の悪化を招きかねないということでも多少緩やかにしたが）が事実として動きつつある。赤字財政という条件下で、かつ世代間の負担の公平化という命題で、単純に高齢者の負担の増大に依拠する政策は政策とは言えない。単に受益者原則の徹底であり、結果として高齢者の生活を逼迫（貧困化）させる。これを社会保障制度の調整の失敗と言わずしてなんとと言えるのかである。

4. 社会保障制度の調整の失敗と新しい「支え合い」——結びにかえて

（1）宮本太郎の新しい「支え合い」の論理

宮本の新しい支え合いの論理構造は、地域包括ケアシステムと一線を画しているし、政府からも主張されてきている共生社会（2019年度の介護養成課程のカリキュラム改訂に伴い新しい科目としても設置）に簡単に乗ってしまうということとも異なる。ではその論理構造はどこに特徴があるのか。

（2）支える側の脆弱化

1）国家、自治体の財政の現況

これまでも論じたように、1990年代から現時点まで継続されてきた成長戦略という名の<景気浮揚策>に注ぎ込まれてきた国家財源はすでに1,000兆円をはるかに超している。前記したように、一方で、財政構造の<改善>という名目での社会保障財源の縮小を進め、他方で、成

長戦略という大義名分の下での赤字国債の増発である。国家財源としては財政構造の大胆な組み替えをしない限りでは、社会保障への財源配分は困難である。

自治体財政も財源不足が顕著である。日本の国土構造は、東京及び東京圏への中枢管理機能の集積、それに加えて県庁所在地への地方中枢管理機能の集積に伴い、人口の配置が極めて歪な構造になっている。大都市圏以外の中小の市町村は少子高齢化という名の過疎化に浸食されている。この事態を、地方創生計画を策定しようとも、人口増につながる産業の発展、労働市場の拡大に伴う社会動態、加えて自然増につながった全国の自治体を探す方が難しい。税収の縮小、地方交付税、補助金の削減という三重苦に喘いでいる。支える側の脆弱化は、国、自治体を蝕んでいる。

2) 地域包括支援システムという名の地域への福祉の丸投げ

国家財源が逼迫している以上、社会保障政策の転換をせざるをえない。それが地域包括ケアシステムである。高齢者は終の棲家を施設よりは、〈住み慣れた地域で、自宅で〉というのは事実である。この小論で前記したように、在宅介護・看護・医療の方が、施設への入所、入院よりも財政支出を抑制することができる。加えて各種社会保険料率の値上げ、特養入所を要介護度3に上げることにより入所制限等の実質的受益者負担原則を強化している。自治体の住民支援力が弱体化しているのに加えて、国家の社会保障分野からの撤退の象徴が地域包括ケアシステムである。

3) 現役労働世代の脆弱化と新たな要因の付加

従来の日本の社会保障の制度は、労働者の現役世代の拠出によって支えられてきた。それが経済のグローバル化によって産業構造の変動が伸展し、企業の正規従業員の数量的削減、労働関連の法制度の転換が顕著に進んだことによって、社会保障制度を支える側が弱体化した。企業の〈経済のグローバル化〉に便乗した面も否

定できないが、1995年の日経連による〈新日本の経営宣言〉による柔軟な働き方の拡大は、非正規労働者化をより一層促進した。非正規労働者の増大（2018年8月末、2,108万人、37.5%）、労働者間の所得格差の拡大である。加えて、2018年11月の臨時国会で議論されている上限数が不明な外国人労働者の大量移入である。技能実習生の労働条件が〈技能実習〉という名の下に最低賃金にも満たない賃金で働かされている。他方で、推定30万人以上の外国人労働力移入という実質的な移民政策へと踏み切ろうとしているが、日本人相互の労働者間格差、日本人労働者と外国人労働者間の、外国人労働者間の格差という多層の格差構造の社会が形成されようとしている。実体的には既に形成されているが。この事態は支える側の脆弱化をさらに促進する可能性が大きい。なぜなら大量の外国人労働力を現行の社会保障制度に包摂する青写真は未だ未確定だからである。この移民政策への転換は、宮本の〈支え合い〉を困難にする新たな要因の一つである。

(3) 支える側の強化策とその可能性

宮本は支える側の再構築については必ずしも有効な手立てを打ち出していない。経済のグローバル化のなかで、日本の経営の中核を構成した年功的労使関係が解体とは言えないまでも、その関係の中に留まれる労働者数が先細りしたからである。その削減された者が、非正規労働者の側に（柔軟な雇用の側）転換された。その数は前記したように、被雇用者約5,600万人の内2,000万人を超えている。これを正規化に再転換すること、パート、派遣等の非正規労働者を選択した者に対して、正規労働者との対比において均衡待遇ではなく均等待遇（同一労働・同一賃金）にすることである。労働者派遣事業法で規定されている均衡賃金を廃止し、均等賃金に改正する。もっと言えば、1986年に施行された労働者派遣事業法で規定されている派遣職種を専門職13職種に戻すことも有効な手立てであろう。しかしこれらを実現することは容易ではない。これらは法制度であり、政治勢力の

転換も重要ではあるが、裁判闘争、労働運動の強化、更に市民運動も加わった大きな改革の流れができればもちろん不可能というわけではない。

これに対して、支える側である弱体化した正規労働者を再構築することの方が容易かもしれない。第１には、正規労働者の定年延長（再雇用ではなく）を導入する。年金受給年齢が70歳に延長される可能性が大きいことから、この実現性は大きい。但し、労使間で定年延長期間は給与ダウンをしないとの確約が必要である。もちろん個体差と労働意欲が関連するので選択制を導入する必要がある。早期退職（例えば65歳）をした場合の不利益を可能な限りなくす必要がある。

第２に、女性労働者と男性労働者間の昇給・昇進をめぐる差別の解消、育児休暇後の職場復帰のための研修等の保障である。加えて、女性、男性労働者に共通する問題でもあるが、子育て支援と仕事の両立の実現である。すなわち保育園、幼稚園、学童保育等々の充実である。これらは積年の課題ではあるが、国民の目に敏感な政府は子育て支援と仕事の両立に予算を十分とは言えないが配分されてきている。

これまで述べたすべてが実現するとは思えないが、支える側の再構築に必要なコアの強化策のいくつかが実現できれば、宮本の提唱する共生保障の支える側の前進となる。

（４）支えられる側の参加の拡大と強化

宮本の共生保障の言葉で言えば、支えられる側の多様な参加の拡大によるアクティブ化である。この宮本の主張は極めて興味深いし検討に値する。

１）高齢者の労働力化

地域包括支援システムの理念の1つである住み慣れた地域で生涯を終えるかは今置くとして、高齢者の介護予防により健康が維持され、かつ働く意欲のある者にその心身の能力に応じた仕事を創りそれを紹介することは極めて重要である。なぜなら高齢者の社会参加の拡大は心身の健康を維持することに資するからである。

コスト削減はその後からついてくる問題であって、第一義的課題ではない。すべからく人間よりコスト削減の問題が先に来ており、本末転倒である。

２）支援法制度の地域内調整・統合による支えられる側のアクティヴ化

我が国の社会保障制度は地域で支援を必要とする市民の要請に対応して法制度がつくられている。生活保護法、子ども・子育て支援法など1支援要素1法制度である。宮本は、この融通の利かない硬直した支援制度を逆手にとって各支援法制度の地域内調整・統合により支えられる側のアクティヴ化を模索する。例えば、住所不定の生活困窮者は雇用の公的支援の対象外であるが、NPO等の市民活動団体がホームレスに住居を用意し、生活保護を受給させ、その間自立に向けて職業訓練をして仕事に従事させるという一連の流れである。そのためには地域組織（自治会、NPO、企業、福祉系事業所、ボランティア）の連携が不可欠となる。厚労省の推進する地域包括ケアシステムではなく支援法制度の地域内調整・統合型＜地域包括ケア＞の主張である。この主張は各地域で実施され始めていることから説得力がある。

３）要支援者の社会参加とユニバーサル就労

要支援者が様々な支援を受けながら一般の従業員と同じ職場で仕事をこなしていく。要支援者の心身の能力にもよるが決して不可能ではない。現実にはそのような事態が存在する。もちろん公官庁で雇用したかのような虚偽のデータは論外ではあるが。

ICT労働に従事する者、仕事をシェアする者、心身の能力に応じた物理的条件（バリアフリー、用具の改良等）、労働時間、給与、職業訓練・研修等の労働条件を整備することにより健康者と同様の労働、職務設計等で高齢者や要支援者が心身の能力に応じて働き、自立した生活に近づくことができる。このようなユニバーサル就労が可能になれば高齢者、要支援者の社会参加も拡大する。これが宮本の主張である。

多世代の交流（健常者、高齢者、障害者、若年層、子ども）の中から互いに支援し合う共生型ケア（富山県に端を発した『このゆびとーまれ』1993年が原型となる）が進化・成長・拡大し、それが徐々に普及してきた。更に、共生型ケアが、住空間の中で実現され、その成長の可能性を宮本は展望する。宮本は従来の支える側と支えられる側という2分法的論の展開では、支える側も支えられる側も互いに共倒れになり、共生保障の展望が閉じてしまう、と主張する。支える側も支えられる側も互いに連携し、共生保障を強め、拡大させる。これが宮本の主張の論理である。では、宮本の共生保障の核心は何か。それは「支え合いのなかでの相互承認こそ生活をより意味のあるものとする」（宮本太郎、2017、p.200）という主張である。したがって、前記したように、「認め認められる相互承認の場を広げるためにも、これまでの働き方、家族の居住のかたち、社会保障や福祉の制度の転換が必要ということになる」（宮本太郎、2017、p.200）という論理の展開につながる。

5. 高齢者層の貧困化と社会保障制度の調整の失敗と共生保障

「認め認められる相互承認の場を広げるためにも、これまでの働き方、家族の居住のかたち、社会保障や福祉の制度の転換が必要ということになる」という主張に、筆者自身異論をさしはさむ根拠を持ち得ない。もし異論をさしはさむとすれば、以下の点である。

第1に、これまでの政府の産業・経済政策の多くが景気浮揚に傾斜しそれに財源が投じられてきたこと、そのことにより多額の財政赤字を抱え、その結果が社会保障制度の財源の抑制、削減につながったことである。したがって第2に、社会保障政策の財源は、保険料の値上げ、給付の減額という政策以前の〈政策〉、つまり国民負担（1980年代に立ち現われた受益者負担原則）に転嫁するという方策による財源確保である。第3に、減額・抑制の圧力に直面した健常者、高齢者、障害者を含む要支援者たちが〈座して死を待つよりは…〉協働して知恵を出し

合い、宮本が主張する〈共生保障〉にたどり着く。これを〈市民自治〉の強化・拡大と評価するのか、社会保障制度の調整の失敗を、市民が〈尻拭い〉せざるを得なかったのか、である。市民自治が強化され、拡大したのだから〈結果よければすべてよし〉とは言えない側面を含んでいる。

筆者自身、地域包括支援システムは、国家による福祉の地域への丸投げ（社会保障領域からの撤退）と評価している。国家が今後も社会保障領域から撤退し続けるのであれば、一方で共生保障を益々維持・強化・拡大しなければならないが、他方で、政府の現行の社会保障政策を不問にしたままでは、共生保障を支える市民、自治体、支える側と支えられる側の包括的強化が共倒れになる危険性がないのかである。政府の現行の社会保障政策を再転換（予算の組み替えを含む）するプログラムの構築をする必要がある。誰がそれをするのか、難しい質問ではない。支える側と支えられる側の連携による協働合作しかない。

引用文献

宮本太郎、2017、共生保障〈支え合い〉の戦略、岩波書店

参考文献

- 北島滋、1998、開発と地域変動、東信堂
 広井良典、1997、ケアを問いなおす〈深層の時間〉と高齢化社会、筑摩書房
 広井良典、2001、定常型社会、岩波新書
 広井良典、2014、創造的福祉社会、ちくま新書
 北島滋、2016、地域間格差問題と地域再生の課題、庄司興吉編「歴史認識と民主主義深化の社会学」東信堂